



十情審答申第1号
平成26年5月21日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 今井 正

十和田市情報公開条例第20条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年2月27日十市農第1192号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

- ・公文書開示請求（「農業振興地域整備計画の変更申出書（申請書類一式）」）の
一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

十和田市長（以下「実施機関」という。）が、「農業振興地域整備計画の変更申出書（申請書類一式）」（以下「本件公文書」という。）を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書の開示請求に対し、実施機関が平成26年1月15日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の全部開示を求めるといふものである。

3 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 農業振興地域整備計画の変更計画（以下「変更計画」という。）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）の定めにより、住民の縦覧に供されるべき公文書（情報）であり、縦覧とは、誰でも、その文書を見ることが出来る制度である。一方、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号。以下「条例」という。）は、個人が識別できる情報や個人の権利利益を害するおそれがある公文書（情報）は、非開示とすることができるが、同時に又法令等の規定や慣行で公にされ（縦覧）、又は公にすることが予定されている情報は、非開示の保護を受けないと規定している。よって、当該変更計画は、非開示とする条例の適用を受ける公文書に該当せず、その全部を開示しなければならない。

(2) 農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）の変更を申し出た「農業振興地域整備計画の変更申出書」（以下「変更申出書」という。）ほか、添付提出書類が例示されているが、義務添付書類は、農振法の規定を受けるのは当然だが、この中に任意添付書類がある場合は、それは、変更計画が適正なものであることを理解させるために、申出者の意思によるものであり、担当行政機関が受理した段階では変更申出書と一体のものであり、同様の法的制約を受けるものと解すべ

きである。従って、条例の非開示規定の適用は受けないものである。

4 実施機関の一部開示決定理由説明要旨

実施機関が、一部開示決定理由説明書及び補足説明書において説明している本件処分については、条例第8条第2号及び第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第8条第2号に該当することについて

本件公文書で非開示とした部分とその理由は、以下の表に記載するとおりである。「個人の住所、氏名、年齢、印影」については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とした。なお、条例第8条第2号ただし書のいずれにも該当する情報ではない。

開示しない部分	開示しない理由
「農振変更に係る計画の概要書」内「個人の印影、年齢」	個人の戸籍に関する情報が含まれ、また、印影は個人のプライバシーに関する情報に該当することから、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
「地権者同意書」内「個人の住所、氏名、印影」	土地使用の同意に関する部分は個人の意思表示に係る情報であり、個人のプライバシーに関する情報に該当することから、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
「説明会参加者名簿」内「個人の住所、氏名」	個人の戸籍に関する情報であって、直接的に特定の個人を識別することができるため。
「事業計画概要書」内「個人の住所、氏名」	個人の戸籍に関する情報であって、直接的に特定の個人を識別することができるため。

(2) 条例第8条第3号に該当することについて

本件公文書で非開示とした部分とその理由は、以下の表に記載するとおりである。「法人の印影」、「借入金の内訳」、「年間総所得」、「操業経費」、「雇用人員の年間経費」、「予想純益」、「定款」、「株主総会議事録抄本」、「借入金額」、「借入先の金融機関名」及び「図面設計会社情報」については、法人等に関する情報又は事

業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、非開示とした。なお、条例第8条第3号ただし書のいずれにも該当する情報ではない。

開示しない部分	開示しない理由
「農業振興地域整備計画の変更申出書」内「法人の印影」	公にすることにより複製することが可能となり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
「農振変更に係る計画の概要書」内「借入金の内訳」、「年間総所得」、「操業経費」、「雇用人員の年間経費」及び「予想純益」	当該法人等の外部に公表されることを欲しない借入金や生産活動等に関する内部情報であり、開示されると当該法人等の競争上の地位を害し、法人に不利益を与えるおそれがあると認められるため。
「定款」全て 「株主総会議事録抄本」全て	開示した場合、当該法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、株主総会の決議事項の範囲、取締役会の決議方法など当該法人における重要事項に関する意思決定手続等が明らかになることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
「事業計画概要書」内「借入金額」、「借入先の金融機関名」及び「図面設計会社情報」	当該法人等の外部に公表されることを欲しない借入金や取引等に関する内部情報であり、開示されると当該法人等の競争上の地位を害し、法人に不利益を与えるおそれがあると認められるため。

(3) 農振法第11条第1項及び第13条第4項の規定により、市は、農振計画を変更しようとするときは、その旨を公告し、「当該地域計画変更案」及び「理由を記載した書面」を、縦覧に供しなければならない。これらの市が縦覧に供した文書（以下「縦覧文書」という。）は、十和田市が変更の必要性を認めた際に作成するものである。

(4) 一方、申立人が主張する変更申出書は、農振法の規定に基づくものではなく、市が農振計画の変更を行う際の事由を把握するための便宜的な手段として、申出者が市に提出するものである。

- (5) 申立人が提出した平成24年12月20日十和田市告示第180号の告示内容にあるとおり、縦覧文書は、「当該農業振興地域整備計画の変更案」及び「変更等理由書」である（構成は以下のとおり）。縦覧の申出があった際には、下記の文書を供する対応とした（ただし、当該案件の縦覧期間中、縦覧者はなし）。

【縦覧文書の構成】

- ① 変更の概要
- ② 変更申出に係る審査表（様式第2号の2）
- ③ 変更する土地の周辺の農用地利用計画表示図面
- ④ 十和田農業振興地域整備計画変更理由書（様式第6号）

- (6) 上記により、農振法による農振計画変更手続中における縦覧文書と申立人が公文書開示請求により全部開示を求めた書類は異なる。従って、申立人が公文書開示請求した書類が条例の非開示規定の適用は受けないとした申立人の意見は適切ではない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

ア 条例は、その第1条にあるように、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの目的を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

イ 農振計画について

農振計画は、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、都道府県又は市町村が定める総合的な農業振興計画である。

市町村の定める農振計画の変更は、農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域の区域の変更、農振法第12条の2の規定による基礎調査の結果、経済情勢の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく行わなければならない。変更の決定までに市町村は、変更案について都道府県知事と事前協議するとともに、公告の日からおおむね30日間の縦覧を経て、都道府県知事の同意を得る必要がある。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、養豚業者が畜舎の建設等の事業を計画している予定地について、農振計画の変更を申し出た、「変更申出書」、「農振変更に係る計画の概要書」、「地権者同意書」、「説明会参加者名簿」、「説明会写真」、「現在事項全部証明書（養豚業者）」、「定款」、「株主総会議事録抄本」、「事業計画概要書」、「地図に準ずる図面、地図」及び「全部事項証明書（土地）」で構成されている。

(3) 本決定の妥当性について

申立人は、本件公文書である変更申出書が農振法の規定による縦覧対象文書のため、開示すべきという主張をしているのに対し、実施機関では、変更申出書は縦覧対象文書とは異なるため、条例を適用すべきと主張している。

農振法では、変更手続中に係る縦覧対象文書を「当該農振計画変更案」及び「理由を記載した書面」の2つに限っている。

申立人が主張する点は、任意で添付した書類も当該農振計画変更案と一体のものであるという発想だが、農振計画変更案と任意添付書類には明らかに違いがある。

審査会が確認したところ、あくまで変更申出書は、市町村が変更事由の発生があるのかどうかを把握するために便宜上必要な書類であって、当該農振計画変更案とは異なるものであることが認められた。よって、変更申出書は、実施機関との関係で申出者が提出する書類に当たり、実施機関が作成する当該農振計画変更案とは明らかに異なる書類であり、縦覧に供する文書には当たらない。

ただし、審査会が確認した縦覧対象文書は、本件公文書において既に開示されている情報で構成されることが認められ、申立人は縦覧文書に記載される情報を既に保有しているものと認められる。

また、農振法が定める、農振計画の変更手続中における縦覧は、権利者の保護を図ることを目的に、一定期間実施されるものであり、縦覧期間中であれば、農振法による縦覧の手続があることから、条例第19条の規定による公文書開示請求の対象とはならないが、縦覧期間外であれば条例による公文書開示請求が可能となるものである。

以上のことから、本件公文書は平成24年12月20日十和田市告示第180号により縦覧された書類ではないため、法令等の規定や慣行で公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらず、条例の非開示規定を適用した本決定は妥当であると判断する。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

ただ、留意すべき事項として、変更計画と変更申出書は一揃えに扱われてきた面があるため、おそらく申立人は、意見書から察するに変更計画と変更申出書を混同しているものと推察された。実施機関は、変更申出書は変更計画ではない旨の周知を十分行うべきと思われる。

併せて、実施機関は、提出された変更申出書は公文書開示請求の対象となることを十分周知した上で、必要最小限の書類を徴する運用を考慮すべきであると思われる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件公文書を条例第8条第2号及び第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当であると認められることから、「1 審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査会の経緯等

(1) 審議経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のように審議した。

審査に係る年月日	審査の経過
平成26年2月27日	・実施機関から諮問書を受理
平成26年3月14日	・実施機関から一部開示決定理由説明書を受理
平成26年3月25日	・審議 (平成25年度第1回審査会)
平成26年3月28日	・申立人から意見書等を受理
平成26年4月14日	・実施機関から補足説明書を受理
平成26年4月22日	・審議 (平成26年度第1回審査会)
平成26年5月20日	・審議 (平成26年度第2回審査会)

(2) 十和田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

職名	氏名	備考
会長	今井 正	弁護士
職務代理者	福士 勝子	保育園長
委員	高井 伸二	大学教授
委員	竹ヶ原 克哉	司法書士
委員	益川 百合子	商工団体女性会役員

※竹ヶ原克哉委員は、審査会の決定を得て、本件事案の調査審議を回避した。